

# 労働基準広報 2018 No.1977

# 11/21

## CONTENTS

**特集** 働き方改革関連法（改正労働基準法関連）の内容 — 6

### 時間外労働の上限を法律に 規定し違反には罰則を適用

7月6日に公布された「働き方改革関連法」による労働基準法改正の主な内容は、フレックスタイム制の見直し、時間外労働の上限規制の導入、年次有給休暇の使用者による時季指定、高度プロフェッショナル制度の創設などとなっている。時間外労働の上限規制では、現行の「限度基準告示」に基づく指導ではなく、これまで上限無く時間外労働が可能となっていた臨時的な特別の事情がある場合として労使が合意した場合であっても、上回ることでできない上限を法律に規定し、これを罰則により担保することとした。同法の改正は、平成31年4月1日から施行される。ただし、時間外労働の上限規制については、中小事業主に対しては平成32年4月1日から施行される。今号では、働き方改革関連法による改正後の労働基準法の内容について、厚生労働省労働基準局労働条件政策課に解説してもらった。（厚生労働省労働基準局労働条件政策課）

●レポート／東京都社労士会が「平成30年度  
年会上級講座（事例検討編）」を開催 — 26  
在職高齢年金や遺族年金等の相談事例を  
基に実務的なポイントを解説

（編集部）

●ひと・はなし — 28  
宮川晃 厚生労働審議官  
総括整理職に感慨と身の引き締まる思い  
働き方改革の来年度の適切な実施に努力

●裁判例から学ぶ予防法務〈第46回〉 — 30  
KSAインターナショナル事件  
（京都地裁 平成30年2月28日判決）  
定年後再雇用の嘱託社員への配転命令の適法性等  
従業員が真に自由意思で配転に同意  
しているのか慎重な見極めが必要

（弁護士・井澤慎次）

●NEWS — 1

（複数就業者についての実態調査で判明）副業  
する労働者の週実働時間は約48時間／（30年  
版労働経済白書まとまる）能力開発に積極的  
な企業は社員のモチベーション高い／（北海  
道胆振東部地震に伴う特例）雇調金の支給要  
件の雇用者数に関する要件を撤廃／ほか

●労務資料／平成29年 労働安全衛生調査  
（実態調査）結果① — 44

ストレスチェック結果の活用割合高まる  
～事業所調査～  
（厚生労働省調べ）

●本誌読者アンケート — 29 ●連載 労働スクラン  
ブル<sup>39</sup>（労働評論家・飯田康夫） — 42 ●わたしの  
監督雑感 愛知・岡崎労働基準監督署西尾支署長  
木下竜也 — 54 ●今月の資料室 — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(29ページ)

#### 労務相談室

回答者

解雇・退職 [夜勤専門のパートが日勤専門に変更希望] 解雇できるか — 48 弁護士・新弘江  
安全衛生 [親会社が産業医を選任している場合] 子会社は選任不要か — 50 弁護士・田島潤一郎  
労働基準法 [働き方改革法成立でフレックス制が改正] 規制強化されるのか — 52 弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内